

町村週報

(町村の購読料は会費)
(の中に含まれております)

3073号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

舞い上がるスカイランタン (新潟県津南町)

もくじ

● 随 情 情
想 報 報

● フォーラム
策

非常勤職員の整理と分類について(前編)
全国町村会総務部 法務支援室長 弁護士 西ヶ谷 尚人…(2)

周防大島町には理想の島暮らしがある
「ひと」や「しごと」の流れを定住につなげる…山口県周防大島町…(5)

国政情報…
町村Navigator…(9)

温泉は地球から贈られた奇跡の水…
北海道豊富町長 工藤 栄光…(10)

コラム

最高の米はここに来て味わって(湯川村「勝常地区新米祭り」)
作新学院大学名誉教授・とちぎ協働デザインリサーチ理事 橋立 達夫

福島県湯川村は、会津盆地の中央、人口約三千二百人の村である。高低差が5m程度という平坦な地形で、広大な水田越しに望む会津磐梯山は雄大である。村の中心には、徳一上人により創建され、国宝薬師三尊像を有する千二百年の古刹、勝常寺がある。

その勝常寺の境内地に営まれる勝常集落で、東北電力まちづくり元氣塾が開かれた。テーマは、まちづくり(住民の暮らし)と、農業振興の連携である。これまで地区内では、稲作農業を維持するために、男性中心に、米の価格をどう高めるか、農業後継者をどうやって確保するかという問題に取り組んできた。しかし、この問題をより広くまちづくりの問題として捉えるため、元氣塾には女性たちの参加を呼び掛けた。これにより、地域の絆を強め暮らしを楽しむこと、そしてそれを地域外の人たちに分けてあげるとい活動が、農業振興の課題解決にもつながると考える機運が生まれた。

3回のワークショップは最終回に「勝常地区新米祭り」として結実した。ワークショップの中で、地区ではこれまで春に豊作祈願の花

祭りを行ってきたが収穫御礼のイベントがなかったこと、また、昔は祭りの際に親類縁者を招いておもてなしをする文化があったことなどの気付きがあった。これらを踏まえて、従来の村主催の新米祭りとは別に、新たに地区独自の「新米祭り」を行うことになったのである。

イベントは、台風余波の雨予報にもかかわらず好天に恵まれ、地区内参加者30名、地区外からの来訪者約100名の参加を得て行われた。地区内オリエンタリング、地区自慢の新米を中心に女性たちの腕によりをかけての昼食提供、米と名物揚げ饅頭の販売、竹灯籠づくり、トラクター試乗体験など、来場者はもちろん、地区の方々にとっても楽しめるイベントになった。この取組には、勝常寺も異例の季節外の薬師如来御開帳で応じて下さり、地区の象徴であるお寺とともに今後のまちづくりを進める第一歩になった。イベントの反省会では、ほぼ全員から今後も続けて行きたいという感想が出た。

ワークショップでは、勝常寺参道の景観整備、既存のよろず屋の地域共同店化など今後の活動目標も見えており、将来が楽しみである。

写真キャプション

日本有数の豪雪地帯として知られる新潟県津南町では、毎年3月に「つなん雪まつり」を開催、国内最大規模を誇るスノーボードストリートジャンプ大会が会場を盛り上げる。フィナーレを飾るスカイランタンでは、願いが込められた幾千もの光が冬の夜空に舞い上がる。

非常勤職員の整理と分類について（前編）

全国町村会総務部 法務支援室長 弁護士 西ヶ谷 尚人

本稿において、「平成29年改正」とは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による改正をいい、「地方公務員法」とは、同改正を反映した地方公務員法をいいます。また、「マニュアル」とは、平成30年10月総務省自治行政局公務員部「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」をいいます。なお、文中意見にわたる部分については、筆者の私見となります。

第1 はじめに

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による改正に伴い、全ての町村において、①臨時・非常勤職員の実態の把握、②臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化・適正化及び③会計年度任用職員制度の整備を実施することが求められ、平成32年4月1日の施行に向けて準備が進められています。

このうち②の「臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化・適正化」にあたっては、改正の趣旨を踏まえた上で、現在町村が任用している臨時・非常勤職員を、常勤の職員、特別職

非常勤職員、臨時的任用職員又は会計年度任用職員へ適切に整理することが求められます。

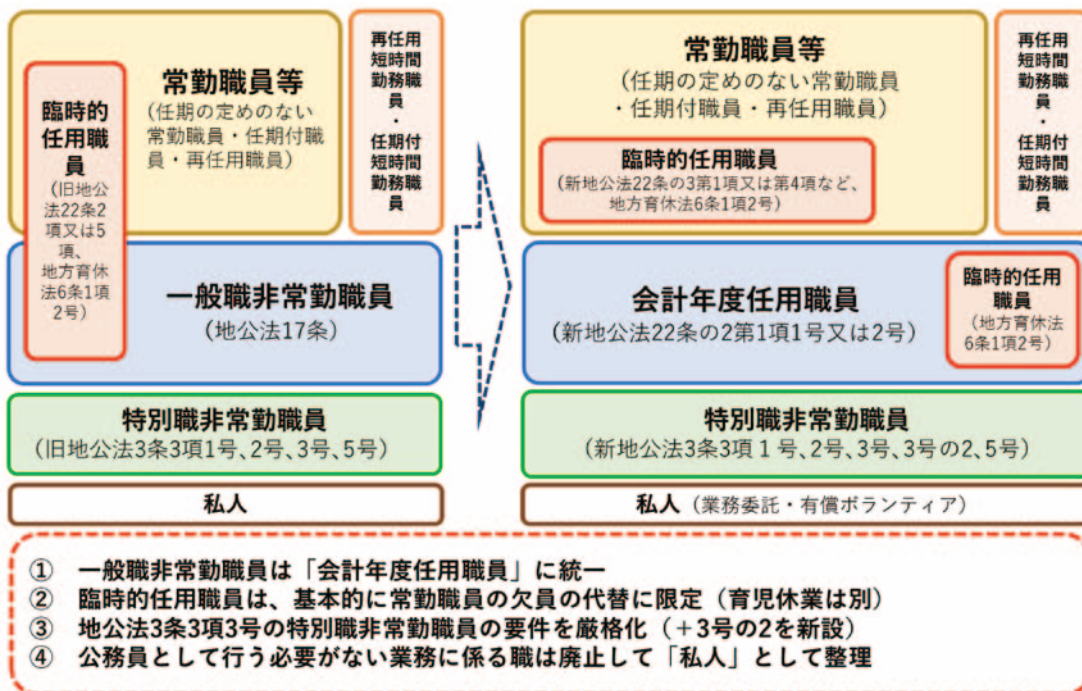
全国町村会総務部法務支援室では、昨年12月、「非常勤職員の整理と分類」の資料を新たに作成・公表いたしましたので、本稿では、その内容をご説明させて頂きたいと思えます。

第2 臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化、適正化のイメージ

【図1】は、②の任用根拠の明確化・適正化のイメージになります。左が平成29年改正前の任用根拠であり、右が平成29年改正後の任用根拠となります。（右下へ続く）

■ 図1 任用根拠の明確化、適正化のイメージ

※ 面積の大小と人数の多寡は連動していません（図2も同様）。

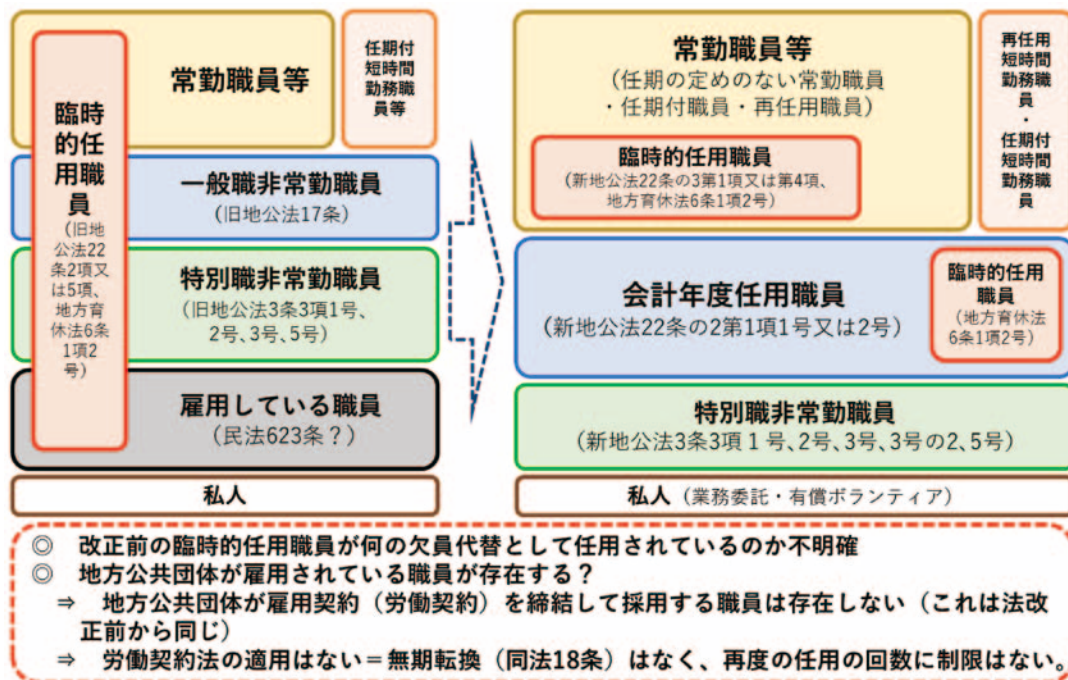


新たに創設された会計年度任用職員を除き、登場人物に大きな変更はありませんが、それぞれの任用にあたり留意すべき点について説明します。

政 策

■ 図2 任用根拠の明確化、適正化のイメージ (実態をベースにしたもの)

※ 左側の任用は適正なものではありません。



1 特別職非常勤職員

平成29年改正により、地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員（以下「第3号の特別職非常勤職員」という。）の要件が厳格化

され、専門的な知識経験等に基づき助言、調査及び診断等の事務を行う者に限定されました。また、特別職非常勤職員の任用根拠に関し、同項第3号の2として選

挙、国民審査、国民投票に関する事務に従事する者が追加されましたが、これは従前から特別職非常勤職員として任用されてきた者を、その職権行使の高度の独立性に鑑み、第3号とは別の類型として整理し、明確化したものであるため（マニュアル15ページ「エ」）、新たな特別職非常勤職員を追加したものではありません。

同項第3号の要件の厳格化に伴い、要件に該当しない職は一般職へ移行することになります。この一般職への移行にあたり、その職の業務が「相当の期間任用される職員を就けるべき業務」であることが判明した場合には、会計年度任用職員ではなく、任期の定めのない常勤職員又は任期付職員の活用を検討することが必要となります（マニュアル7ページ「③」）。

2 一般職非常勤職員
(会計年度任用職員)

一般職非常勤職員は、平成29年改正により会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員に統一されました。

これまで一般職非常勤職員の任用根拠とされてきた地方公務員法第17条は今回改正されていないため、形

式的には引き続き同条のみを根拠とした任用があり得ますが、会計年度任用職員とは別の一般職非常勤職員は、期末手当の支給対象にならず、また、フルタイム勤務の者であつても給料及び各種手当の支給対象とならないなどの問題があるため、会計年度任用職員以外の一般職非常勤職員の任用は避けなければなりません（マニュアル10ページ「④」）。

3 臨時的任用職員

臨時的任用職員は、旧地方公務員法第22条第2項及び第5項の下では、常勤職員等（任期の定めのない常勤職員、任期付職員及び再任用職員をいう。以下同じ。）及び一般職非常勤職員に生じた欠員の代替があり得ましたが、臨時・非常勤職員の任用根拠が明確にされてこなかった関係で、どの職員の代替としての臨時的任用職員なのか明確にされないまま任用されている例が見られます（上記【図2】参照）。

これに対して、平成29年改正後は、地方公務員法第22条の3に基づく臨時的任用職員は「常時勤務を要する職に欠員が生じた場合」に限定されることになりました（同条第1項及び第4項）。これとは異なる非常勤の職に係る臨時的任用については平

政 策

成29年改正の経過措置の対象外となつてゐるため、平成32年3月末日までに終了することが必要となりま

す(マニュアル18ページ「②」)。
なお、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号は今

4 私人

上記のように、現在の臨時・非常勤

職員は、常勤職員等、特別職非常勤職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員に分類することになりますが、必ずこれらに分類しなければならぬものではなく、地方公務員として行う必要がない業務については民間委託等を行い、「私人」として整理することも選択肢の一つとなります。

5 地方公共団体が雇用する職員

これまでの「臨時・非常勤職員」の任用根拠が必ずしも明確にされてこなかつた結果、特別職非常勤職員、一般職非常勤職員及び臨時的任用職員のほか、「地方公共団体が雇用している職員」というカテゴリーが存在している場合があります。

しかし、国家公務員法第2条第7項が外国人を勤務させる場合には私法上の雇用契約を締結することを可能としているのに対し、地方公務員法には同様の規定は存在しないことから、同法においては地方公共団体が雇用する職員は想定されていません(マニュアル11ページ「⑥」)。
そのため、平成29年改正後の任用根拠として「地方公共団体が雇用している職員」というカテゴリーは存在しないこととなります(前頁【図2】を参照)。

第3 おわりに

本稿では、「臨時・非常勤職員の任用根拠の明確化・適正化」についてのイメージと、それぞれの任用等にあたり留意すべき点について説明させて頂きました。

本稿については、町村ドットコムの「法務支援室」(http://www.zck.or.jp/choson9_houmu.html)にも掲載しておりますので、こちらもご確認ください。

次回では、この分類を前提に、非常勤職員を特別職非常勤職員、会計年度任用職員又は私人に振り分ける際の検討事項について説明したいと思います。

車両共済(保険)のご案内

(一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆さまなら！

- 無事故による割引で新規から **43%(保険料)割引**
・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
- 集団扱年一括払による割引でさらに **5%割引**
保険料分割払(12回)も選択可能です。
・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里(取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL

0120-731-087

FAX

03-3519-7325

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。

●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。

詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

現地レポート

町村独自のまちづくり



周防大島町には理想の島暮らしがある
 「ひと」や「しごと」の流れを定住につなげる

周防大島町の概要

周防大島町は、本州の最西端山口県の東南部に位置し、瀬戸内海では淡路島、小豆島について3番目に大きな島です。大島瀬戸を渡る大島大橋（全長1,020m）によって本土と連結しており、最寄のJR大島駅までは車で5分と、日本一鉄道の駅に近い島です。年間平均気温は15・7℃と年間を通じて比較的温暖であり、島の海岸道路から望む、穏やかな瀬戸内海に浮かぶ多島美や白い砂浜、四季の彩り豊かな自然が心を癒してくれます。

特産のミカンは、町が山口県の生産量の80%を占めており、様々な品種を栽培することにより9月から翌年の6月まで出荷することが可能となっています。

2004年（平成16年）10月1日に

山口県

す おう おお しま ちよう
 周防大島町

山口県



▲大島ミカン「島そだち」

「島を想う心は一つ」を合言葉に島内の4町が合併し、周防大島町が誕生しました。

合併時には2万人を超えていた人口も、現在では1万6千人まで減少し、高齢化率も53%を超えており、少子化対策と人口減少の抑制が重要な課題となっています。

このような状況の中、町では交流人

口を増やし、交流から定住へとつながる地方創生の取組を進めています。

瀬戸内のハワイ

周防大島は、瀬戸内のハワイといわれていますが、その所以は、温暖な気候に加え、明治の官約移民の歴史にあります。明治18年から27年までの10年間に官約移民として日本から約3万人がハワイに渡りましたが、その内3、913人が周防大島から渡航しています。その後も移民が禁止される明治後半までに周防大島からは多くの者がハワイに渡航しており、契約の終了とともに日本に帰ってきた者もいますが、多くが移民としてハワイに残り、今日のハワイ日系社会の礎を築いています。

そのような歴史背景があり、1963年（昭和38年）6月22日に、人口も風景も、また人情豊かなことも周防大島に類似しているハワイ州カウアイ島と姉妹島協定を締結し、以来半世紀以上もの交流が続いています。

1986年（昭和61年）に始まったアロハシャツを役場の夏の制服とするアロハキャンペーンは、当初こそ派手なアロハシャツを着た役場職員に少々驚きもあつたようですが、今ではあたりまえになっており、島内の銀行・郵便局・農協・観光施設等の職員もアロハシャツを着用し周防大島の夏を彩ります。

ハワイを代表するフラダンスですが、夏場の土曜日に行われるサタデーフラダンス、略して「サタフラ」が、今では周防大島町の夏の風物詩となっています。シーズン中、延べ130組、3、500人ものフラガールが遠く県外からも参加されています。カウアイ島をモチーフとした宿泊滞在施設「グリーンステイながつら」、道の駅「サザンセトとつわ」など町内4会場で、砂浜や芝生をステージにして華やかなフラドレス、フラTシャツに身を包むと、老いも若きもアロハな気分になります。

参加者の方々からは、「シーサイドドライブを兼ねて瀬戸内のハワイのフラ

ライブを兼ねて瀬戸内のハワイのフラ



▶サタデーフラダンス

イベントに参加するのを楽しみにしている」という評価をいただいています。

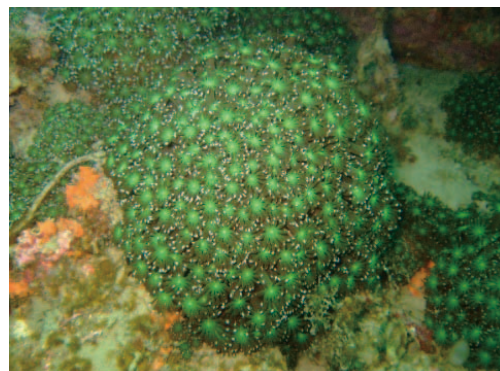
ニホンアワサンゴを育む海

周防大島の南東部の白木半島沖で日本最大規模のニホンアワサンゴの群生地（2、000㎡、4万個体以上）が発見されました。これだけの規模の群生地は国内では他に類を見ないそうです。ニホンアワサンゴは東南アジアの固有種で、日本、韓国、中国に生息する温帯性サンゴです。

日本では、鹿児島県種子島から千葉県房総半島までの太平洋側と、長崎県から島根県の日本海側に生息しています。個体は丸い骨格とそこから伸びた多くのポリプでできており、ポリプの先には手のひらを広げたような形の触手があります。さらにこの海域にはクロメやホンダワラ類の海藻群落及び多くの魚種、サンゴ類が確認されるなど優れた海中景観を有しています。

この貴重な海中景観を保護するため、2013年（平成25年）2月28日にニホンアワサンゴの群生地を含む56・4haの海域が、瀬戸内海では初めてとなる「海域公園地区」に指定されました。

ニホンアワサンゴについて学ぶエコツアー等も実施されており、ニホンアワサンゴを周防大島の大切な財産として「守る・広める・学ぶ・活かす」取



▲ニホンアワサンゴ

組と、推進拠点となる施設の整備を進めています。

交流人口の拡大に向けて 体験型修学旅行の誘致

広島、山口の瀬戸内海沿岸地域における代表的な修学旅行として、広島での平和学習や宮島での世界遺産めぐりがありますが、周防大島町では2008年（平成20年）から、これらのコースと組み合わせた民泊体験型修学旅行を誘致しています。昨年度は、東京、神奈川、埼玉、京都、奈良、大阪の中学、高校30校の修学旅行生、計4千名あまりを受け入れています。この民泊体験型修学旅行では、民家に3〜4名のグループで宿泊（ホームステイ）することにより、民泊先の農業や漁業などの家業を体験するだけでなく、素朴で温かい人情のある島暮らしを体験

フォーラム

することができます。

民泊の受け入れには手間も時間もかかりますが、本物の体験から得る新鮮な感動と貴重な体験を都会の子ども達に与えるばかりではなく、高齢者の多い受け入れ家庭にとっても生きがいとなっています。また、子ども達にとっても民泊での体験は忘れがたいものとなっています。よって、大学生や社会人となり、友人を誘い再び周防大島町を訪れてくれるということもあります。

民泊受け入れ家庭の高齢化も進んでおり、受け入れを続けることが困難となる家庭も出てきていますが、本町に都会から移住される方が増えており、そうした方々が新たに受け入れ家庭となってくれています。

年間80万人台であった観光交流人口



▲獲った魚で夕食づくり

は、夏場の海水浴やオートキャンプに加え、サタフラや体験交流型観光が起爆剤となり、2016年(平成28年)に100万人を達成しました。今後は、町の基幹産業である農業や漁業などの1次産業と観光交流を結びつけた更なる賑わいをつくります。

交流から定住へ 「定住促進協議会」の設立

交流人口を定住人口に繋げようと、2012年(平成24年)に町内の経済団体と共に周防大島町定住促進協議会を設立しました。移住先の候補に挙げてもらうには、まず周防大島町を知ってもらわなければなりません。周防大島の知名度は低く、伊豆の大島、奄美大島は知っていても周防大島の名前はなかなか出てこないのが現実です。

知名度UPのため、全国で開催される年間15カ所の移住フェアへの参加、年3回の移住体験ツアー「島時々半島ツアー」の開催、お試し住居、空き家バンク等に取り組んできました。

「島時々半島ツアー」では、移住希望者をお客様扱いしません。観光名所めぐりは一切せずに、実際に生活していく上で大切となる「島の医療の実情紹介」、「島の買い物」、「先輩移住者との交流」や、ファイナンシャルプランナーによる「島の家計講座」がメインとなっています。

平成27年の「全国移住ナビ」プロ

モーシヨシ動画コンテストで総務大臣賞をいただいたことや、「民泊体験型修学旅行」、「サタフラ」などの取組で少しずつ町の知名度も上がり、「瀬戸内海」の魅力に惹かれ移住相談に訪れる方も増加しています。

周防大島町では、正確な移住者の数は把握していません。これは、「数字を追いかけない」、「もてなさない」、「補助金を出さない」という定住促進協議会の方針に基づくものですが、定住促進協議会を通じて移住された方は、平成24年度から29年度までの間に67世帯174名となっています。

行政とは別に先輩移住者が新たな移住者を支援する活動ともあいまって、移住者が移住者を呼び込む動きが広がっています。また、移住者が起業する事例も増えてきており、島の1次産業の産品を加工し販売まで手掛ける6

年度	移住相談件数	移住世帯(人数)
平成24年	51	5 (20)
平成25年	49	8 (25)
平成26年	82	10 (28)
平成27年	117	21 (47)
平成28年	216	11 (27)
平成29年	476	12 (27)
計	991	67 (174)

▲移住者数の推移

▲移住者による6次産業(島の柑橘を使ったジャム・マーマレード年間170種類)



次産業化への取組が盛んになっています。

雇用の場の創設 「チャレンジショップ等」

新たに起業を目指す方を支援するため、「道の駅サザンセトとうわ」に、2011年(平成23年)にチャレンジショップ5店舗をオープンしました。このチャレンジショップは、安価な賃料で3年間(最長6年間)、集客力のある道の駅で起業に向けたノウハウを習得することができ、出店者の中から町内で起業をする方も出てきています。チャレンジショップは、観

住環境の整備

「若者定住促進住宅用地等」

人口減少と少子高齢化が進展する中

光拠点の更なる交流とにぎわいの場にもなっています。

また、町内での就業の機会を増やし移住を促進するため、山口県と連携してICT関連企業等のサテライトオフィスの誘致に取り組んできました。2011年（平成23年）の地上デジタルテレビ放送の開始に伴う難視区域の解消のため、町内全域に整備したケーブルTVの光ファイバー網によって高速通信が可能になったことにより、廃校や古民家を活用して、これまで2つの企業がサテライトオフィスを開設しています。



▲道の駅に併設されたチャレンジショップ



▲若者定住促進住宅用地

で、町の活力やコミュニティを維持するためには、子育て世代の定住が不可欠です。しかし、町内には空き家は多くとも空き家バンクへ登録していただけの物件は少なく、また、若者世帯が住宅を建築できるような用地も少ないのが現状です。

若者世帯の転出の抑制及び転入の促進を図るために、一次産業や観光業に従事する若者世帯が多い地区に、未活用の町有地（庁舎跡地）を活用し「若者定住促進住宅用地」5区画を本年度整備しました。1区画の面積は約100坪で、若者世帯が利用しやすい安価な貸付料とし、10年間住み続けた後は無償譲渡することになっています。

また、子育て世帯の定住を促進するため、本土への通勤・通学に利便性の

ある大島大橋の近隣地区に、子育てが終了するまで安価な賃貸料で住み続けることができる「子育て定住促進住宅」を建設中です。

誰もが主役になれる町へ

2018年（平成30年）は色々なニュースで周防大島町が全国に知られる年になりました。

お盆には、スーパーボランティアがやってきて、あつという間に行方不明の男児を発見し、9月には、大阪の警察署から脱走した逃走犯がやってきて、あまりにも居心地が良かったのか、道の駅や温泉施設などで1週間以上も滞在しました。10月22日未明には、高さ40mの外国船籍の貨物船がやってきて、島民唯一の交通手段である高さ30mの大島大橋に衝突するという、通常では考えられない事故が起こりました。

この事故により、大島大橋に添架されている水道送水管と通信ケーブルが破断し、橋自体も大きな損傷を受けました。橋の通行もままならず、風速が5mを超えると全面通行止めとなり、また、全島での断水が40日間も続き、町民は不便な生活を強いられ、島の経済は大打撃を受けました。

この間、他の市町からの給水応援や温浴施設の無料開放などの温かいご支援をいただき、地域においても井戸水



▲大島大橋損傷の全景

の提供やお風呂の貸し借りなどの助け合い・支え合いが行われました。

現在は大島大橋も水道も応急復旧され日常の生活を取り戻しつつありますが、大きな混乱もなくこの難局を乗り越えられたのも、過疎地域ならではの住民の絆があったからではないかと思っています。

大島大橋貨物船衝突事故で激減した観光のお客様を呼び戻すべく、良いことで周防大島町の知名度が上がるよう、瀬戸内の魅力と人情を観光資源として、「ひと」や「しごと」の流れを定住に繋げ、「誰もが主役になれる町」づくりに取り組んでまいります。

アロハな周防大島町に是非お越しください。

周防大島町長 椎木 巧

情 報

政 情
報 情

◎2019年度地方財政計画などを閣議決定―政府

政府は2月8日、2019年度地方財政計画を閣議決定した。地財計画規模は前年度比3・1%増の89兆5、930億円と7年連続して増加した。地方税が40兆1、633億円、同1・9%増となる中、地方交付税も同1・1%増の16兆1、809億円を確保。一方、臨時財政対策債は同18・3%減の3兆2、568億円に抑制。この結果、一般財源総額は同1・0%増の62兆7、072億円と過去最高額となった。このほか、今年10月から実施される幼児教育無償化に向け子ども・子育て支援臨時交付金2、349億円を創設、全額国費で対応する。また、防災・減災、国土強靱化3か年緊急対応に基づき補助事業費1兆1、581億円を計上するとともに、新たに緊急自然災害防止対策事業費3、000億円を計上した。また、公共施設等適正管理推進事業費の対象に橋梁、都市公園等の長寿命化事業を追加し4、800億円を計上した。

また、政府は同日、地方交付税法改正案を閣議決定した。地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金1、000億円の活用、一般会計の加算措置2、633億円で総額を前年度比1・1%増の16兆1、809億円とした。一方、臨時財政対策債を大幅抑制するとともに、交付税特別会計借入金1、000億円増額して5、

000億円を償還した。このほか、算定基礎となる単位費用を改正した。

◎地方税法改正案と森林環境税法などを閣議決定―政府

政府は2月8日、地方税法改正案と税収偏在是正の関連法案、森林環境税等法案を閣議決定した。地方税法改正案等では、新たな偏在是正措置として法人事業税の3割を特別法人事業税(国税)に分離し、同額を特別法人事業税として都道府県に人口を基準に譲与(2020年度開始)する。また、車体課税の大幅見直しに伴う恒久減税では工コカー減税見直しなどで同額を確保。ふるさと納税では返礼割合3割以下・地場産品の基準を満たす団体のみ同制度の対象として総務大臣が指定する。

森林環境税・森林環境譲与税法案は、温室効果ガス排出削減目標達成に向けた森林整備の財源確保のため創設。市町村が個人住民税と併せて国民一人一人に1、000円を課税(2024年度から実施)。同税収を森林環境譲与税として市町村(9割)と都道府県(1割)に譲与する。剰余基準は、私有林人工林面積(10分の5)、林業従事者数(10分の2)、人口(10分の3)で按分する。使途は、市町村が間伐や人材育成・担い手確保、木材利用の促進・普及啓発など、都道府県は市町村の支援としている。

◎農地集約の機構一体化など関係法案を閣議決定―政府

政府は2月12日、農地中間管理事業推進法改正案を閣議決定した。担い手への農地集約の加速化のため農地の集積・集約化を農地中間管理機構に統合一体化する。同時に、複数の市町村区域内で営む農業者の農業経営改善計画の認定事務を都道府県知事・農水大臣が処理する仕組みを創設。また、農業者の地域協議の場の実質化のため市町村の努力義務と農業委員会の役割を明確化する。

る。このほか、①配分計画の認可申請後の縦覧等手続き廃止②機構の業務委託で都道府県知事の承認を不要とする一なども進める。また、政府は2月19日、農業用ため池の管理・保全法案を閣議決定した。近年の豪雨などため池の被災が増加しているため、所有者に都道府県への届出義務化と適正管理を努力義務化する。一方、都道府県には勧告・立入調査権を付与。さらに、決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすものを都道府県が「特定農業用ため池」に指定し、形状変更を許可制にするほか、防災工事の施行命令・代執行を制度化。併せて、所有者不明のため池について市町村が管理権を取得できる制度を創設する。

一方、政府の規制改革推進委員会は2月26日、水産改革の提言を発表した。流通業者の「みかじめ料」徴収など新規参入者と既存漁業者の紛争未然防止、国・都道府県の責務明確化などを改めて求めた。

◎外国人材受入れめぐり法務省からヒアリング―地制調小委員会

第32次地方制度調査会は2月15日の専門小委員会でも4月から施行される外国人材受入れについて法務省入国管理局担当者からヒアリングした。その中で外国人材でも「東京一極集中」の懸念が明らかになった。改正法で介護や農業など14分野で新たな在留資格が創設されるが、法務省は「今回の制度は技能実習と異なり転職が可能なので、賃金水準の違いから地方から大都市へ流れる恐れがある」とした。その対応策には①地方側で出て行かないよう魅力を高める②集中地域へ行くのを抑制する一があるが、まずは①で取り組みたいとし、「お金以外の支援、地域の受入れについて好事例を周知していきたい」とした。併せて、「都市部への集中がおきた場合は自粛を要請することもある」との考えも示した。

一方、総務省が発表した住民基本台帳人口移動報告(2018年)によると、都道府県の転入超過は東京(7万9、844人)はじめ埼玉、神奈川など8都府県。転出超過は茨城(7、744人)はじめ福島、新潟など39道府県。東京圏への転入超過は13万9、868人と前年より1万4、338人増えた。市町村では28%の479団体で転入超過、72%の1、240団体で転出超過となっている。

◎土地基本法の見直しと地籍調査迅速化で中間まとめ―国土交通省

国土交通省の国土審議会特別部会と国土調査検討小委員会は2月15日、それぞれ中間報告をまとめた。管理不全・所有者不明などの土地増加に対し現行制度では対応策の規定が不明確なため、土地基本法を見直し土地の利用・管理で所有者が負うべき責務とその担保方策を提言した。具体的には、近隣住民や地方自治体が一定手続きの上で悪影響を除去。また、所有者の利用・管理が困難な場合は、地域で合意形成を図り、例えば近隣住民が草刈りを実施したり、地方自治体自ら管理・取得する。来年の通常国会に土地基本法改正案を提出する。

また、地籍調査では、山間部は所有者の高齢化や急峻な土地での立会いや測量作業が大きな負担となり、都市部では権利関係が複雑・細分化され境界確認が困難となっていることなどから、調査進捗率は52%(2017年度末)にとどまっている。このため、山間部ではリモートセンシングデータを活用した新手法で現地での立会いや測量作業を効率化するよう提言。都市部では道路と民地の境界を先行調査し国土調査法上の認証を行った上で公表するなどとした。2020年度の次期10か年計画の策定に反映させる。

随 想

我が町、豊富町は明治三十六年に入植されて以来一五五年の歴史の浅い町です。日本の北端、稚内市から南へ約四〇kmの人口四、〇〇〇人弱の酪農と観光を主幹産業とする町です。開拓の歴史は日本全国苦闘の連続であったと思いますが、当町の歴史もまた、寒冷地で海拔五mという湿地帯で、三年に一度の冷水害との

随 想

温泉は地球から
贈られた奇跡の水

く どう えい みつ
北海道豊富町長 工 藤 栄 光

正に死と隣合わせであったと言われる。以来、生きるための産業の営みは、昭和三〇年前後より畑作から酪農への転換を模索し、数々の試練を経て現在の酪農の郷に至っており、先人の苦闘の歴史に大きく敬意を表すところです。

当町、先人の苦労に支えられて、現在、日本一を自負している財産が三つあります。

一点目が、先程の「酪農の郷」から生産される「豊富（サロベツ）牛乳」です。北海道内に一、一〇〇店舗を有するコンビニエンスストア「セコマ」の飲料牛乳とヨーグルトは、全て町内の工場「豊富牛乳公社」で製造され、町内牛乳生産量約六八、〇〇〇tのうち六〇%の四六、〇〇〇tを販売しており、味も格別の評価をいただいています。この高い評価の背景には、農業者の情熱に支えられた「土・草・牛」、つまり、良い畑づくり、良質な草づくり、そこから育つ優良な牛から生産される美味しい牛乳が日本一を自負する財産となっています。

二点目が「利尻・礼文・サロベツ

国立公園」の玄関口となる「サロベツ湿原」です。ラムサール条約の登録地でありエゾカンゾウなど約七十種類もの花々が咲き、国内では唯一と言われている「シマアオジ」の繁殖地でもあります。この他にも、春秋には数千羽のオオヒシクイが羽を休めるなど渡り鳥にとって貴重な中継地で、最近では個体数の増加も要因の一つと言われていますが、タンチョウの営巣地にもなっています。本湿原は、低地における高層湿原としては日本最大と言われています。

三点目が、表題の「豊富温泉」です。日本最北の温泉郷でもある「豊富温泉」は油分を含んだ泉質で、アトピーや乾癬などの皮膚疾患に効能があると高い評価をいただいております。この効能を求めて全国から多くの湯治客が訪れています。このような泉質は、世界的に珍しく、「奇跡の湯」「救いの湯」とも呼ばれ、全国の皮膚科の医師等の紹介で療養に来られる方も多く、在学中のお子さんのために「湯治留学制度」を設けて道外からも小中学生を受け入れ、通学しながらの湯治療養も可能とし

ています。また、湯治の中心となる町営入浴施設「ふれあいセンター」は平成二九年七月に厚生労働省より「温泉利用型健康増進施設」の認定をいただき、入浴料や交通費が医療費控除の対象となることで、特に遠距離の方々には念願であったこともあり、昨年一年間で一八一件と全国二一施設の中では突出して多く、驚異的な利用数とまで言われています。

この他にも湯治療養者に対する支援体制は、共感・共鳴していただく民間の方々の支援と共に、一歩一歩ではありますが、湯治療養者の体調管理や入浴方法、湯治についての質問にお答えするための健康相談員やコンシェルジュデスクの設置、長期療養者のための宿泊施設「湯快宿」などの整備をしています。我が町が誇る豊富牛乳を中心とした「健康な食」・「ストレスが解消される広大な大地」・「地球から贈られた奇跡の水」・「豊富温泉」で心と体を癒していただければ幸いです。

さまざまな「集いの場」を 演出いたします

東京でのイベントに最適な
絶好のロケーションを誇る全国町村会館。
かけがえないひとときを、
上質なサービスでおもてなしいたします。

県人会など同郷者の集い、
同窓会、親睦会などの懇談会

観光PR、移住セミナー
職員採用試験などの説明会

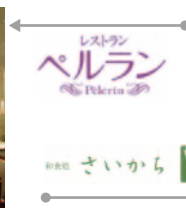
職員旅行・家族旅行

2階には広さと設備が多様な、大小4つの
ホール・会議室。高い機能性を持ち、さま
ざまな演出が可能です。会議・研修、パー
ティーなどに幅広くご利用いただけます。



和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、
会議室・宴会場のほかに、
ふたつのレストランもございます。
お気軽にお立ち寄りください。



☆カジュアルレストラン「ベルラン」：ランチタイム11:00～14:00／ティータイム14:00～17:00／ディナータイム17:00～22:00(21:30ラストオーダー)
☆和食処「さいから」：ランチタイム11:30～14:30(14:00ラストオーダー)／ディナータイム17:00～22:00(21:30ラストオーダー) ※「さいから」は土、日祝日休

客室のご案内	SINGLE ROOM	シングル 119室	DOUBLE ROOM	ダブル 12室	TWIN ROOM	ツイン 18室	週末・祝日の 宿泊ご利用は 特別サービス (最大20%割引)	

—和室もございますのでお問い合わせください。(禁煙ルームもご用意しております。)

お電話でのご予約・
お問い合わせは

WEBからのご宿泊予約は、特別料金(部屋数限定)がございます。

全国町村会館

検索



全国町村会館

TEL.03(3581)0471

FAX.03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

●全国町村会館へのアクセス

- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- ・タクシー東京駅から約20分

